

National Association of Crime Victims and Surviving Families
NAVS

ニュース・レター

VOL.23 2005.8.31
E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694
東京中央郵便局私書箱1646号
TEL: 03-5319-1773
FAX: 03-5319-1774

VOICE

犯罪被害者等基本法と司法

代表幹事 岡村 獣

犯罪被害者等基本法（以下基本法という）によれば、國が、被害者等のための施策を総合的に策定し、実施する責務（義務）を負っているのであるが（4条）、そのための犯罪被害者等基本計画（以下基本計画という）の策定や実施等については、政府がおこなうものとされている（8条、24条以下）。8月9日に決定された基本計画案の骨子も、政府（犯罪被害者等施策推進会議）が作成したのである。

基本法は、司法の果たす役割については定めていない。内閣府の基本計画案の検討会には、最高裁から人は出ているが、オブザーバーであって正式のメンバーにはなっていない。

被害者等は、司法（裁判所）の場で多くの二次被害を受けている。

刑事法廷の傍聴席で、被害者等が加害者の家族や暴力団関係者と混在して座らされるのも、苦痛であり恐怖を覚える。

検討会の席で、衝立か何かで遮蔽して被害者等が加害者関係者と顔を合わせなくてすむような配慮をして欲しいと要望したが、法廷警察権行使の上で問題があるといって、最高裁は受け入れなかった。

損害賠償請求の訴状には、被害者等の住所を記載しなければならないことに法律上なっている。このため加害者の仕返しを懼れて民事訴訟を起こせない被害者等も少なくない。

外国では、警察署を住所として訴えを起こせる制度がある。わが国でも、住所を警察署または代理人弁護士事務所として訴訟提起できるよう検討会で提案したが、最高裁側は、裁判管轄

の存否や本人確認のために本当の住所を訴状に記載する必要がある、といって応じなかった。

そこで、裁判所には真実の住所を内密で知らせるからという妥協案を出したが、これも蹴られた。

「マイクの音量を高くして下さい。傍聴席に聞こえませんから」と裁判所に頼んだ遺族が、「傍聴人に聞かせるために裁判しているのではない」と言われた例がある。

ドイツの裁判官にこの話をしたら、「それは公開の原則違反です。傍聴席に声が聞こえないと、公開したことになります」という返事が即座に返ってきた。ドイツと日本では、どうしてこうも裁判官の意識が違うのか。

司法は、権威の象徴ではなく、国民に対するサービス機関でなければならない。ユーザーである国民、被害者等の要求に応じ、二次被害を与えず、また利用しやすい裁判制度をつくるように務めるべきである。

司法は、競争者のいない独占的組織であり、潰れる心配がないから、サービスが悪いのかもしれない。それならいっそ、司法を民営化して、裁判所間で競争させればよい、という意見が出る。

基本法で「責務」を課せられた「國」のなかには、当然司法も含まれる。基本法に具体的に書かれていなくても、その精神から超然としていることは許されない。

民営化がいやなら、最高裁も、被害者、有識者を集めて検討会を開き、被害者等の権利保護のためになすべき施策を策定し、実施すべきだ。

TOPICS

まとまった犯罪被害者等基本計画案（骨子）

弁護士 白井 孝一

1 犯罪被害者等基本計画案作成の仕組みと日程

犯罪被害者等基本法は、平成17年4月1日から施行されました。基本法は犯罪被害者等の権利を定めるとともに、「犯罪被害者等基本計画」を定めなければならぬとしたしました。この基本計画に従って関係省庁が具体的な内容の整備をしていく仕組みになっています。ですから、基本計画にどのような内容が盛り込まれるかが、今後各種制度が充実したものとなるかどうかの境目となってきます。

基本計画案作成作業は、11名の専門委員（岡村代表も専門委員の1人です）と担当国務大臣による「犯罪被害者等基本計画検討会」で行われています。検討会は、4月から7回開催され、その検討結果が「犯罪被害者等基本計画案（骨子）」としてまとめられました。内閣府は、この骨子について国民からパブリックコメントを求める上で、さらに検討会を重ね、最終的に本年12月、検討会の結果に基づき、内閣府の犯罪被害者等施策推進会議が「犯罪被害者等基本計画案」を決定し、これが閣議で正式な基本計画として決定されます。

基本計画が決定されると、推進会議の監視等のもとに、関係省庁において具体的な制度の立案や法律改正案作成などの作業に入ります。計画期間は平成22年度までの約5年間とされていますが、各項目では「2年を目途に」などと短期間での整備を義務づけています。

2 『犯罪被害者等基本計画案（骨子）』の構成

I 基本方針・重点課題・計画期間

基本理念に則った「基本方針」のほか、①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組、の5つの「重点課題」が設定されています。

II 重点課題に係る具体的な施策

上記の5つの重点課題に交通事故被害の問題等の1項目を加えた6項目にわたり、具体的な施策が定めされました。それぞれの項目は全て、[現状認識]、[基本法が求める基本的施策]、[犯罪被害者等の要望に係る施策]、[今後講じていく施策]から構成されています。[今後講じていく施策]については、運用改善の範囲にとどめようとする関係省庁と一部専門委員との間でかなりの攻防が行われました。

III 推進体制

[基本法から導き出される事項]に基づいた[今後講じていく施策]として、国と各種機関・団体等の連携、犯罪被害者等の意見の反映、犯罪被害者等施策推進会議における施策の実施状況の監視等が定められています。

※犯罪被害者等基本計画案（骨子）は頁数が多く、ここでは紹介しきれませんので、別途、内閣府のホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>) でご覧ください。

— INDEX —

| | |
|------------------------------|------|
| VOICE 犯罪被害者等基本法と司法 | 1 |
| TOPICS まとまった犯罪被害者等基本計画案（骨子） | 2 |
| 被害者の権利を主張しましょう—基本計画検討会に出席して— | 3 |
| 法律まめ知識 | 3 |
| 日弁連に対する要望書提出 | 4~6 |
| 私たちの声が届きました | 6 |
| 活動報告 | 7 |
| 集会及び幹事会の報告 | 8~11 |
| 運営の基本・会計／あとがき | 12 |

被害者の権利を主張しましょう－基本計画検討会に出席して－

弁護士 高橋 正人

今年の4月から始まった、内閣府主催の、被害者のための基本計画検討会（委員総勢20名）には、あすの会から岡村勲弁護士が出席し、日弁連から山田勝利弁護士が出席されました。私は、岡村弁護士の随行員として毎回、同行させて頂きました。しかし、これらの委員の中で、「被害者の権利」という側面から意見を述べられたのは、岡村弁護士しかおりませんでした。

被害者問題となると、支援ということを良く耳にします。しかし、支援は、一步間違えれば、「支援して下さい。」「ならば支援して差し上げましょう。但し、予算に限りがあります。」となってしまうものです。つまり、支援は、恩恵と表裏一体のもので、被害者の被害の全面的な回復には、いつも不満が残る結果となってしまいます。それは、なぜでしょうか。「支援して下さい」と頼む姿勢だからです。

これに対し、「権利」であれば、権利を具体的に実現するための制度が必要となり、制度が完成すれば、それを運用するためにどうしても予算を付けなければなりません。権利と制度が先にあれば、お金は後からいくらでもついてくるもので、だからこそ、支援ではなく、権利を主張することが大切なのです。

あすの会では、被害者のための刑事司法、附帯私訴制度、公訴参加制度（訴訟参加）、被害者補償制度という被害者の権利を前提とした各種の制度を主張し、多くの署名を得てきました。その署名を小泉首相に提出したことがきっかけとなって、平成16年12月1日には犯罪被害者等基本法が成立しました。そこには、被害者の「権利」が明確に謳われるとともに、被害者が刑事手続に参加することができるよう、国及び地方公共団体に対し必要な施策を講ずべきことを義務づけています。

ところが、日弁連は、6月17日、被害者の訴訟参加（公訴参加）を全面的に反対する理事会決議を出しました。これでは、日弁連は、基本法の精神を理解していないと評価されてもやむを得ません。

しかしながら、8月9日に発表された基本計画検討会による「基本計画（案）の骨子」では、「公訴参加を含め、刑事裁判手続に直接関与することのできる制度を導入する方向で検討し、2年以内に結論を出す。」とされ、導入する方向性が明確に定められました。これは、ひとえに、基本計画検討会のなかで、孤軍奮闘ながらも権利を主張してきた岡村弁護士の発言が大きく反映された結果と言えましょう。（ただし、当該骨子は、まだ最終的なものではなく、最終的に決定されるのは12月の閣議決定です。）

法律まめ知識 ~~15~~

住民基本台帳

◇ 住民基本台帳とは

住民票には、氏名、生年月日、性別、住所のほか、世帯主、戸籍の表示などさまざまな情報が記載されています。その住民票を世帯ごとにまとめ、統一的に管理したものが住民基本台帳です。住民票は、基本的には、住民本人または本人との関係が明らかな者しか交付を受けることはできません。しかし、住民基本台帳のうち、氏名、生年月日、性別、住所の4つの項目については、誰でも、役所に行けば、その写しを閲覧することができます。

◇ 住民基本台帳閲覧制度の現状

総務省の発表によれば、平成16年度の住民基本台帳の閲覧請求件数は全国で150万8,800件あり、世論調査や市場調査などに利用されるケースもありますが、ダイレクトメール業者などの商業目的の民間企業による利用が6割以上を占めています。住民基本台帳の閲覧を請求するためには、請求の理由を明らかにしなければなりません。また、市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかなときや、閲覧によって知ることができた事項を不当な目的に使用される恐れがあること、その他請求を拒む相当な理由があると認めるときは、閲覧を拒むことができるとされています。しかし、実際には、市町村長が閲覧を拒むことはほとんどなく、それどころか、最近では、この閲覧制度が、振り込め詐欺や性犯罪などの犯罪に悪用されるケースも増えてきています。

◇ 閲覧制限の方向へ

このような状況を受けて、自治体によっては、条例を定めて閲覧に一定の条件を設けたり、閲覧の手数料を増額するなどの方法により、閲覧を規制する動きが進んでいます。また、総務省も、現在、閲覧を制限する法律を作る方向で検討を進めているところです。住民基本台帳の閲覧制度が、犯罪に利用されるようなことは絶対にあってはならないことであり、今後の動きが注目されるところです。

日本弁護士連合会に要望書を提出しました

平成17年6月30日、岡村代表と幹事・会員が日本弁護士連合会を訪問し、山原和生副会長、田中公人事務次長にお会いし、下記要望書を提出しました。

犯罪被害者等基本計画検討会に提出された同会の「理事会決議」に抗議するとともに、検討会において我々の意見にも耳を傾ける事を要望しました。

平成17年6月30日

要 望 書

日本弁護士連合会
会長 梶 谷 剛 殿

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡 村 獻

理事会決議

貴会は、平成17年6月17日、「理事会」において次のような決議（以下「理事会決議」という）をされました。

- ① 被害者等が、当事者あるいは検察官を補佐する者として刑事訴訟手続に参加し、訴訟行為を行う制度は導入すべきではない。
- ② 被害者等が、検察官に対し、質問、意見表明する制度、公判前に証拠を閲覧等できる制度を導入すべきである。
- ③ 附帯私訴および損害賠償命令の制度は、導入すべきではない。

昨年12月に成立した犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という）は、従来犯罪被害者等の権利が尊重されなかったことを反省し、犯罪被害者等の視点に立って、立法行政等の見直しを図る画期的な法律ですが、司法の分野も例外ではありません。

犯罪被害者等の刑事手続に参加する機会の拡大、刑事民事両手続の有機的関連による損害賠償請求の適正円滑化など、犯罪被害者等の権利利益の施策を講ずることが求められています。

この度の理事会決議は、基本法の規定、精神に違反するものといわざるをえません。

訴訟参加

基本法第2条に定める「犯罪被害者等のための施策」の中には、「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与すること」が含まれており、さらに第18条は「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、・・・刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずることを、基本的施策として掲げております。

これらの規定を見れば、犯罪被害者等の刑事手続への参加は、基本法がすでに認めているものといわざるをえません。

ところが理事会決議は、現行制度との整合性がないことおよび被告人の防御権が困難になることなどを理由に、犯罪被害者等の参加制度の導入に反対しておられます。

いまや基本法の制定により、導入すべきか、すべきでないかという段階を通り過ぎ、どういう形で、どのようにして参加制度を実現するかという段階に入っているのです。理事会決議が、導入すべきでないとするのは、基本法違反といわざるを得ません。

貴会におかれでは、導入すべきでないとするのではなく、状況を理解され、よりよい参加制度の実現に向けてご検討されるよう、お願ひする次第です。

当会は、すでに訴訟参加制度案要綱を公表していますので、ご参考にしていただければ幸甚に存じます。

附帯私訴および損害賠償命令

基本法第12条は「犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、……損害賠償請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるもの」としています。

これは現在無関係に行われている刑事手続と民事手続を関連づけて損害賠償請求を容易にしようとするもので、附帯私訴制度や損害賠償命令も検討対象になるのは当然であります。

これについても、理事会決議は、民事裁判と刑事裁判との手続の相違を理由に両制度を導入すべきでないとしています。しかも、刑事公判記録の閲覧・謄写、刑事和解制度の活用を図りつつ被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手段によって我が国にふさわしい制度を追及すべきであるというだけで具体的な提案はされていません。

附帯私訴や損害賠償命令の制度は、外国で行われている制度ですが、特に附帯私訴は、我が国でもかつて行われたことのある制度で、刑事手続の成果を民事裁判に利用することにより、損害賠償請求を容易にするすぐれた制度であります。

当会は、附帯私訴制度案の骨子を発表し、現行制度のもとでも実現可能であると確信しております。

附帯私訴制度を実現する方法はないのか、どうすれば実現できるのか、前向きに真剣に検討していただきたいと存じます。

どうしても導入できないといわれるのなら、ご提案にある「我が国にふさわしい制度」を具体的に、早急に発表していただきたいと存じます。

被害者等が、検察官に対し、質問、意見表明する制度、公判前に証拠を閲覧等できる制度を導入すること

検察官に対する質問、意見表明は現在も事実上運用として行われているものですが、しかしそれが法制化され、どんなに優秀な検察官が担当されたとしても、被害者等の思いが充分裁判に反映できるとは限らないのみならず、そもそも検察官に対する質問等では、被害者等が刑事手続に参加したことにはなりません。

公判前に証拠を閲覧する制度は歓迎ですが、これも刑事手続への参加ではありません。

基本法および犯罪被害者等のための施策は、国民の声

犯罪被害者等の権利保護の問題は、今に始まったことではなく、平成12年に行われた総選挙において、自由民主党が、犯罪被害者やその遺族に対して訴訟手続内でしかるべき地位が与えられるよう法改正をし、また被害補償についても附帯私訴を含めて具体的に検討し、早急に結論を得ることを、選挙公約とし、他の政党も犯罪被害者等の保護をうたった公約を掲げております。

全国犯罪被害者の会でも、犯罪被害者のための刑事司法の実現、訴訟参加制度および附帯私訴制度の実現を求める署名活動を行い、平成16年6月15日までに集まった55万7215名の署名を法務大臣に提出しました。

さらに東京都をはじめとする全国107の自治体においても、平成15年9月から平成17年3月までの間に、同様の制度を求める議会等の決議がなされ、その意見書は国会および関係行政庁に提出されました。

これらの国民の声は、大きなうねりとなって、昨年12月1日、全政党を網羅した議員立法により基本法が成立したのです。

基本法の精神および犯罪被害者等のための施策は、国民の声、国民の意思の反映ですから、国民のた

めの司法を標榜する貴会も、この施策を押し進めるための努力をしていただくことを、期待しております。

新たな制度を構築する際には、従前の制度との衝突や摩擦が生じることは多々あることです。しかしそれを恐れていては、新しいニーズに応ずる制度を創ることはできません。人は制度のために存在するのではなく、制度が人のために存在するもので、制度がニーズに合わなくなつたときは、制度を変える以外に方法はありません。

要望

そこで、貴会におかれでは、犯罪被害者等の訴訟参加、附帯私訴、損害賠償命令等について、もう一度、犯罪被害者等の視点に立って検討してくださるよう、要望する次第であります。

参考添付

1. 訴訟参加制度案要綱及び趣旨説明（当会作成）
2. 附帯私訴制度案の骨子（当会作成）
3. 107 の自治体の議会等の決議書写し

以上

私たちの声が届きました

— 謄写料が約50%引き下げられました —

ニュースレター7号（2001年6月25日発行）の法律まめ知識の「訴訟記録の閲覧謄写」で、公判記録の謄写には、コピー1枚40円から50円かかると紹介しましたが、この8月1日から犯罪被害者が謄写を要求した場合に限り1枚20円ができる事が、犯罪被害者等基本計画検討会で発表されました。

<法律まめ知識要約>

「犯罪被害者の傍聴は優先的に認められていますが、傍聴席で傍聴していても、書類はまわってきませんし、検事、判事、弁護人の専門用語が飛び交うだけで、何をやっているのかわからないのが普通です。公判記録を読むと審理の内容が分かるのですが、その謄写の申出は裁判所にすることになっていますが、裁判所は検事・弁護人の意見を聞いてから、審理の状況や事件の性質を考えて、許可するかどうかを決めます。

閲覧に費用はかかりませんが、謄写は裁判所の指定した業者にさせますので、東京ではコピー1枚40円から50円することがあり、費用も馬鹿になりません。」

<犯罪被害者等基本計画検討会（第6回）議事要旨>

「財団法人司法協会による謄写料の件であるが、全国的に職員を配置し、かつまた記録の保管等の責任を当事者に負わせないという趣旨で金額は設定しており、司法協会が非常に財務状態が厳しい中、なかなかこれをもって経営をしているわけだが、今回、この基本法の趣旨や皆様からのご指摘を踏まえ、8月1日以降の被害者等の方々からの申し出に限り、謄写料を一律20円というふうに、ほぼ半額以下に下げる。このために、財団法人司法協会の中では事務の合理化等をかなり進めていかなければならないが、総員の支持が得られたので、8月1日以降の申出は被害者等の方に限り20円とする。窓口等で被害者等かどかの特定に関する押し問答等で不快等の念を抱かせることのないように、窓口対応なども指示・指導していきたいと思う。」

活動報告

| 月 | 日 | 活 動 | 内 容 |
|---|----|--|---|
| 5 | 1 | 第49回関西集会 | |
| | 13 | 第2回犯罪被害者等基本計画研究会 | |
| | 15 | 第50回幹事会 | |
| | 17 | 第3回犯罪被害者等基本計画研究会 | |
| | 18 | 林幹事講演 | 大阪府警察本部 被害者対策専科にて 「被害者心理と支援について」 |
| | 21 | 第40回関東集会 | |
| | 23 | 岡村代表幹事ほか 第2回犯罪被害者等基本計画検討会に出席 | |
| | 28 | 第16回九州集会 | |
| | 31 | 林幹事講演 | 被害者支援センターかがわ・財団法人香川県警察協会主催 被害者支援講演会 「被害者心理と支援について」 |
| | 31 | 第4回犯罪被害者等基本計画研究会 | |
| 6 | 1 | 犯罪被害者等基本計画検討会構成員 日弁連山田勝利弁護士、読売新聞社解説委員久保潔氏との意見交換会 | |
| | 5 | 第50回関西集会 | |
| | 6 | 岡村代表幹事ほか 第3回犯罪被害者等基本計画検討会に出席 | |
| | 8 | 岡村代表幹事ほか 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席 | |
| | 9 | 岡村代表幹事、林幹事ほか 民主党 人権・消費者問題調査会・法務・内閣部門合同会議 「犯罪被害者への支援に関する取り組みについて」に出席 | |
| | 11 | 林幹事パネリストとして参加 | ひょうご被害者支援センターシンポジウム「犯罪被害者等基本法の制定に期待するもの～被害者支援の新たなスタート～」 |
| | 12 | 第51回幹事会 | |
| | 14 | 第5回犯罪被害者等基本計画研究会 | |
| | 18 | 第41回関東集会 | |
| | 21 | 第6回犯罪被害者等基本計画研究会 | |
| 7 | 27 | 岡村代表幹事ほか 第4回犯罪被害者等基本計画検討会に出席 | |
| | 30 | 岡村代表幹事ほか 日弁連に対し犯罪被害者等の訴訟参加、附帯私訴、損害賠償命令等について再検討する要望書を提出 | |
| | 2 | 猪野、松村幹事講演 | 上智大学文学部新聞学科・田島ゼミ勉強会 「犯罪被害者の権利と報道一桶川ストーカー事件を中心に」 |
| | 2 | 少年法改正 5年後の見直しに向けて少年事件被害者と家族からのヒアリング(関西地区) | |
| | 3 | 第51回関西集会 | |
| | 5 | 第7回犯罪被害者等基本計画研究会 | |
| | 6 | 岡村代表幹事ほか 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席 | |
| | 10 | 第52回幹事会 | |
| | 11 | 岡村代表幹事ほか 第5回犯罪被害者等基本計画検討会に出席 | |
| | 16 | 第42回関東集会 | |
| | 16 | 少年法改正 5年後の見直しに向けて少年事件被害者と家族からのヒアリング(関東地区) | |
| | 17 | 林幹事講演 坂口まゆみ、坂井尚美 会員パネリストとして参加 | 東広島食品デリバリー業協議会主催 「全国犯罪被害者の会(あすの会)講演会」 |
| | 19 | 第8回犯罪被害者等基本計画研究会 | |
| | 23 | 第17回九州集会 | |
| | 26 | 岡村代表幹事ほか 第6回犯罪被害者等基本計画検討会に出席 | |
| | 27 | 岡村代表幹事ほか 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席 | |
| | 28 | 岡村代表幹事ほか 民主党犯罪被害者等基本計画検討ワーキングチーム第1回会議に出席 | |
| | 29 | 第9回犯罪被害者等基本計画研究会 | |

関東集会の報告

第40回 関東集会 平成17年5月21日（土） 参加者19名（会員13名）

はじめに、4月24日付け産経新聞の記事において、最高裁判事の意見として「犯罪の被害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される人格的権利を有する…」と明確に述べられたことが紹介され、同記事には岡村代表の「画期的な言葉」と評価するコメントも載せられていますが、少数意見とはいえ司法現場において犯罪被害者の「権利」や「尊厳」が明確に意義付けられていくことは確かな前進であると松村幹事より報告されました。

それに引き続き、現在「犯罪被害者等基本法」に基づき要望されている、損害回復・経済的支援への取り組み、損害賠償の請求についての援助等、給付金の支給に係る制度の充実や、居住の安定、また精神的・身体的被害の回復、防止への取り組み、保健医療及び福祉サービスの提供、さらには安全の確保、公判等の過程における配慮等についての説明があり、会員からも積極的な意見、要望が出されました。

最後にNHKで放送された「少年院」のビデオを鑑賞しましたが、その「罪と償い」に踏み込んだ姿勢が見られず、少年も教官も甘すぎるのではないかという意見が多く出されました。

第41回 関東集会 平成17年6月18日（土） 参加者20名（会員14名）

岡村代表より、自ら出席されている「犯罪被害者等基本計画検討会」での会議の報告がなされました。8月に骨子案をまとめ、国民に公表、年内に基本計画を閣議決定する予定であり、非常に厳しい日程の中で審議されていますが、被害者の訴訟参加、附帯私訴の導入を強く希望する被害者団体に対し、司法代表の委員は法改正に消極的であり、強い反対姿勢を見せていました。岡村代表のご努力に感謝すると同時に、「あすの会」として今後、積極的に被害者の声を届ける活動に取り組むことを確認しました。

また今回、ご主人を身勝手な犯人によって殺害された会員が新たに参加され、怒りと悲しみに満ちた心情を話してくださいました。他の会員からも現状に対する厳しい意見が相次ぎ、会としての役割、責任を改めて痛感しました。

最後に、幹事より、いよいよ「少年事件」、「精神障害者による事件」、「未解決事件」の分科会がスタートすることが報告され、今後の活動として大いに期待されています。

第42回 関東集会 平成17年7月16日（土） 参加者18名（会員14名）

はじめに初参加の方の紹介がありました。

続いて幹事より、犯罪被害者等基本計画検討会の報告、また、犯罪被害者等基本計画研究会の活動状況等の話がありました。私達皆の想いにだんだん近付いて来ているように感じました。

続いて第二東京弁護士会の高橋正人先生より講演をしていただきました。弁護士になった経緯や、ヨーロッパに犯罪被害者補償制度の調査を行った時のドイツ・イギリス等、各国の国としての犯罪被害者に対する補償制度の在り方等わかりやすくお話しいただきました。私達も犯罪被害者の立場となってしまった今、より良い補償が国から得られるように働きかけていきたいものです。また、私達犯罪被害者の立場をまっすぐな気持ちで受け止めて一生懸命支援してくださる高橋先生に心が救われる思いです。

<次回以降のお知らせ>

9月17日（土） 13時～17時

10月22日（土） " "

東京文化会館

台東区上野公園5-45 TEL 03 (3828) 2111

会費 1,000円

関西集会の報告

第49回 関西集会 平成17年5月1日（日） 参加者35名（会員26名）

今回、関西集会では初めての国会議員の方との質疑が行われることになり、皆の関心と期待とが膨らむものとなった。泉衆議院議員は自己紹介の中で民主党の議員であり、犯罪被害者等基本法の制定に野党側の窓口として、民主党・社民党・共産党との協議をとりまとめた。議員になる以前は弁護士として活動していたが、加害者の弁護に疑問を感じていた。民主党の石井議員が殺人事件被害者になられたが、当時その方に私淑してお手伝いをしており、その結果議員となつたとの事。

質疑では幅広い質問や要望が飛び交った。主なやりとりは、「39条問題」について、結果を判断するのではなく行為を自覚しているかどうかで決まるのが現在の法体系となっている。個人としては責任能力の問題は廃止すべきと考えている。「少年法」では、原因を排除して事態を改善するという根本原則が、今日通用しなくなっている。被害者が傍聴できるよう法制化に努めていきたい。「憲法について」憲法は冤罪を意識しているため、加害者寄りと言われても仕方ないことで、被害者の視点が欠落しているのは事実、との判断。

最後に、内閣府の方々に地方の被害者の意見を聞いてもらえないかとの意見に、努力してみます。出来なかつたらごめんなさい、との事。奥ゆかしさと情熱にあふれた方で、集会はあつという間に終わってしまいました。テレビ局の取材が入り、その日に放送されました。

第50回 関西集会 平成17年6月5日（日） 参加者26名（会員17名）

今回の集会は、関西集会が50回を迎えるという記念すべき集会でした。

集会はいつも通り幹事会報告から始まり、前回集会に泉房穂議員が参加をしてくださったことから、泉議員のヒアリング参加の時に関西集会のメンバーが面会をし、内閣府と面談予定になったことなどが報告されました。

幹事会報告の後は、奈良事件の刑事裁判の傍聴をしているメンバーからの傍聴報告があり、報道されていない事件の悲惨さなどが報告され、マスコミの問題点などがマスコミの方も巻き込んで話し合われました。

最後に高橋ドクターによる精神医学講座があり、「精神鑑定」に関しての講義がありました。この精神医学講座も6回目になり、いよいよ核心の部分に入ってきたと感じました。

第51回 関西集会 平成17年7月3日（日） 参加者39名（会員21名）

①改正少年法5年後見直しについて②第7回精神医学講座③犯罪被害者等基本計画検討会経過報告等がテーマでした。

①は東京から守屋典子弁護士をお迎えし、内閣府に提出された岡村代表の意見書を基に解説いただいた。前日には少年事件の分科会も行われ、個々の事件の聞き取り調査も行われた。

②は刑事精神鑑定について解説があり、日本精神神経学会の見解を公表いただいた。

③は8月の骨子案に向け進められている検討会の経過報告が行われた。中でも公訴参加制度の導入について基本法施行後にもかかわらず、日弁連理事会の反対決議が提出されたが、岡村代表はじめ、あすの会弁護士の方々のご努力、全国557、215名の署名、地方自治法99条に基づく107の意見書、これらの結果が、被害者の刑事裁判への直接関与を可能としたと報告された。

<次回以降のお知らせ>

9月11日（日） 13時～17時

10月2日（日） "

11月3日（木・祝） "

クレオ大阪西

大阪市此花区西九条6-1-20 TEL 06(6460)7800

会費 1,000円

九州集会の報告

第16回 九州集会 平成17年5月28日（土） 参加者9名（会員5名）

今回、福岡で起こった中国人による一家殺害事件のご遺族に話を伺うことが出来ました。可愛がっていた孫二人、娘夫婦を失った苦しみ、それと同時にセンセーションを起こす事件だったがゆえに、ものすごい取材攻勢にあい、憶測で書かれた記事が報道され、記事が一人歩きして憶測が憶測を呼び、二次被害、三次被害に遭遇されたことを切々と話し落涙されました。また同時に誠意ある報道者に会われ色々と教えていただいた事、発言する機会を作っていただいたり、代弁していただいた事へのお礼の言葉も忘れられませんでした。

老体に鞭打ち単身中国にわたり、裁判を傍聴されてこられました。言葉も分からず右左も分からない中で文化の違い、法制度、裁判制度の違いに戸惑いと怒り、やるせなさを語られました。わが国の法律で裁いて貰いたかった、無念ですともらされました。

所轄の警察では親切な対応をしていただいたが、所轄から手を離れ検察庁、外務省、中国との折衝の段階になると情報が全く入らず、蚊帳の外に置かれている状態でした。決まったことだけが文書で送られてきても、どのように対応していいのか分からない状態に追い込まれました。

この時、弁護士、中国の法制度に精通した人が居てくれたら、サポートしてくれる人が居てくれたら、と結ばれました。

今後、国際犯罪の被害者に対応できる支援システム作りを早急にお願いする次第です。

第17回 九州集会 平成17年7月23日（土） 参加者6名（会員5名）

小人数でこじんまりした集会でしたが、小集団の利点が生かされ、何でも率直に話せる和やかな集会でした。ここ数回参加者が少なく、集会日の変更が提案されたため、第4日曜日に変更することに決定しました。

鹿児島に被害者支援センターが設立されたのを機に、熱心な会員二人で自助グループを立ち上げ活動が開始されました。被害者支援センターの問題が数多く浮き彫りにされました。私たち被害者にとって放置できないゆゆしき問題ばかりでした。

しかし、支援センターの批判ばかりしていても何も解決しません。問題の一つひとつを私たち被害者と支援センターの間で率直に問題提起、話し合いができる環境つくりをしなければならないことを痛感させられました。現在のところ、九州集会ではほとんどの支援センターとの交流がありません。手始めに集会参加の呼びかけを始めたいと思っています。

つい最近のことです。おびただしい報道陣が駆けつけてきて、加害者が死刑の判決を受けましたとコメントを求めてきました。当事者には何も知らされておらず、寝耳に水だったそうです。「当事者には何も知らされず蚊帳の外」、報道陣にはリークされるこの現状を一家四人殺害された遺族が、怒りと嘆きを訴えられました。まだこの様な事が現実に繰り返されています。どのように対処したらいいのでしょうか。

<次回以降のお知らせ>

9月25日（日） 13時～17時

クローバープラザ

春日市原町3-1-7 TEL 092-584-1212

原則として、集会の参加者は会員のみです。

会員の方で、初めて参加を希望される方は、事務局へご連絡下さい。

幹事会の報告

第50回幹事会 平成17年5月15日（日）出席者5名

岡村代表から以下の報告がなされました。最高裁4月21日の国賠訴訟の上告審判決で、泉裁判長が「犯罪被害者の尊厳と権利を認める意見」を反対意見としてではあるが表明されたことは、犯罪被害者等基本法の basic concept (3条) がはじめて活用された大変有意義な判決でした。代表が構成員として参加することになった犯罪被害者等基本計画検討会の審議に際し、代表を支援する多くの弁護士さん達による研究会(犯罪被害者等基本計画研究会)が設けられることになりました。

基本計画の策定・施行の進行状態、他の被害者団体の意向を確かめながら、「犯罪被害者週間」設立の運動をする一方で、週間行事を2006年6月頃に行なうことが検討されました。

その他、過去の大会・大会決議を会の公式文書として保存することが決められました。

第51回幹事会 平成17年6月12日（日）出席者11名

少年法改正について、少年事件被害者の会員との、ヒアリングとアンケートの結果を踏まえて、会としても弁護士会、関係官庁に意見書を提出することにしました。一方、「少年事件」、「長期未解決事件」、「精神障害者による事件」の3分科会を会として立ち上げ、提言をまとめることにしました。

高橋弁護士から、犯罪被害者等基本計画検討会が内閣府で既に3回開かれているが、代表が法曹会に対して孤軍奮闘されており、支援している研究会としてもやり甲斐があると報告されました。その他、来年の総会時に「犯罪被害者週間」設立に向けての働きかけを行おうとの提案がありました。

第52回幹事会 平成17年7月10日（日）出席者8名

「犯罪被害者等基本計画検討会」の進捗状況と日弁連理事会決議書に対する要望書の提出及び、その後の記者会見の模様が報告されました。その結果、刑事裁判・犯罪被害者の悲惨な現状を一般国民が知らないことを踏まえ、会員等が講演する際はアンケート調査を実施し、実態を把握し、関係方面に働きかけて行く必要があることを認識しました。

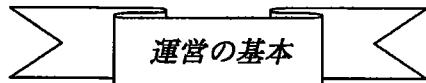
分科会の立ち上げ状況について話し合い、「少年事件分科会」は土師幹事を中心に弁護士先生のヒアリングの結果を尊重し、8月末を目途に案をまとめるように、「未解決事件分科会」も林・内村幹事を中心に代表的な被害者にヒアリングを行い、検討案を8月末までにまとめることになりました。また、「触法精神障害者事件分科会」は藤田幹事を中心に、9月末を目途に意見をまとめ、「外国人事件分科会」も立ち上げることが望ましいとの結論になりました。「犯罪被害者週間」については来年6月の第1週に、内閣府主催で実施してもらうよう主張して行くことに決まりました。

インターネットを使っておられる方に緊急のお願い

内閣府では、TOPICSで白井孝一先生が述べておられました「犯罪被害者等基本計画案（骨子）」に対する意見募集を9月5日〆切で、行っています。

インターネットを使っておられる方は、下記内閣府のホームページにアクセスし、送信用フォームで当会の主張に合った意見書を提出してくださいますようお願いいたします。〆切が差し迫ってのお願いで申し訳ありませんが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎ 内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/hanzai/kosshi-iken/index.html>



【会員】

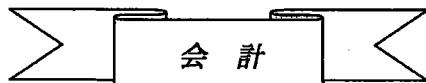
会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】 *(手書き風)* (44)
ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。



当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 獻」

□東京三菱銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 獻」

おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。



法廷付き添い

事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773



あとがき

8月を迎え、戦後60年ということで多くの終戦特集番組が流され、戦争の悲惨さを訴えていましたが、8月8日の衆議院解散を境に、世の中は選挙モードに突入してしまいました。昨年12月の犯罪被害者等基本法成立以来、4月から同法に基づく基本計画検討会が精力的に開かれ、8月9日には、「犯罪被害者等基本計画案（骨子）」（基本計画）が発表されました。9月5日まで国民の意見を募集しています。

小泉総理の強いリーダーシップで成立した「犯罪被害者等基本法」、その施策である「基本計画」を我々被害者の声をよりいっそう反映したものにするには意見書の提出が不可欠です。ご協力お願いします。